

警報発表時等の対応について

令和8年4月9日
豊明市教育委員会学校支援室

1 台風等異常気象時における対応

種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応	
気象庁が発表	特別警報	自宅待機	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等	
	警報	暴風	自宅待機 ・午前6時までに解除 → 平常授業 ・午前6時以降も継続 → 休業	下校または校内待機 保護者へ引き渡し等
		大雨・洪水	平常登校	平常授業 ※状況に応じて、暴風警報発令時の対応を検討する
		その他	平常登校	
市町村が発表	学校が所在する地域	警戒レベル4 (避難指示)以上	自宅待機	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3 (高齢者等避難)以下	平常登校	平常授業 ※状況に応じて、暴風警報発令時の対応を検討する
	児童生徒が居住する地域	警戒レベル4 (避難指示)以上	避難	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3 (高齢者等避難)以下	平常登校	平常授業

※ 大雨等の異常気象によって児童生徒の安全確保に困難が予想される場合
(沓掛小、中央小、豊明小、沓中、栄中)

- (1) 学校周辺の災害の状況、一時間後の河川の予測水位・雨量予測等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定する。
- (2) 児童生徒が居住する地域の災害の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とし、登校させない。
- (3) 児童生徒が居住する地域の災害状況等により、安全に下校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を校内待機とし、保護者への引き渡し等の対応をとること。

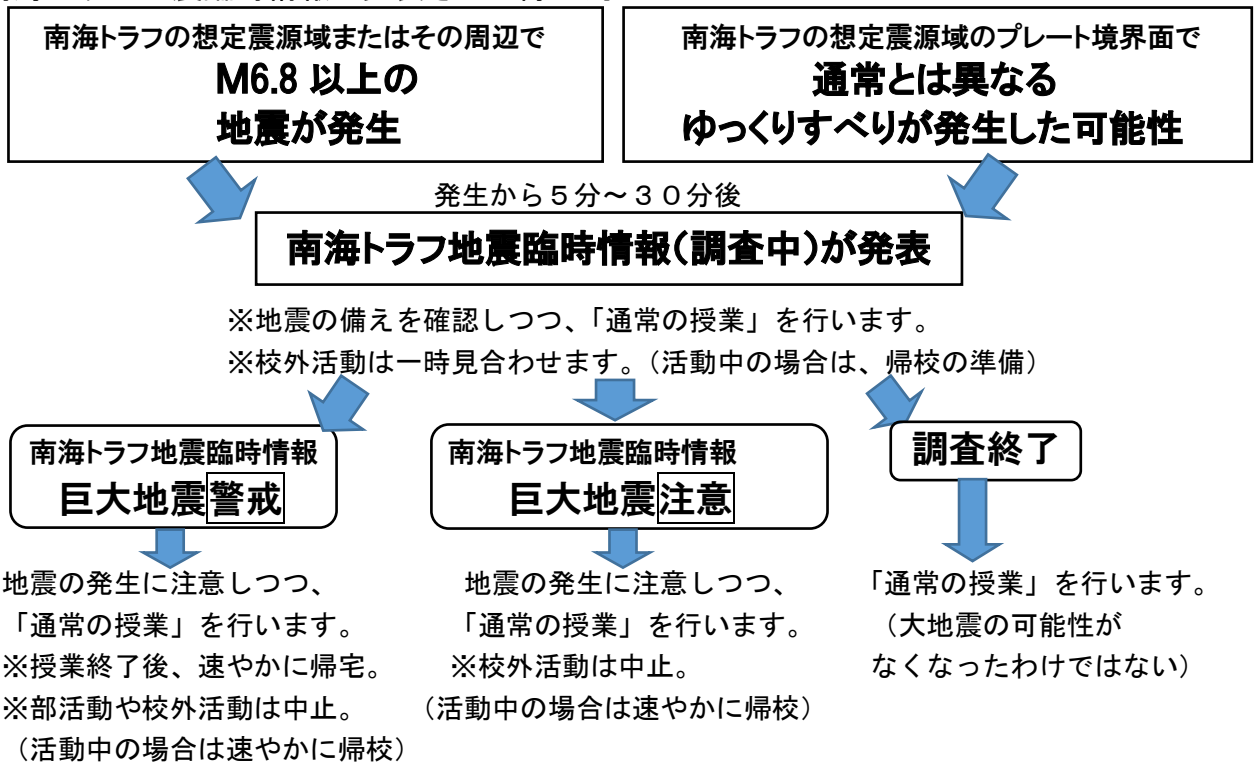
【参考：情報収集】豊明市 HP 気象情報の提供 (河川水位・気各種外部リンクを掲載)

<https://www.city.toyoake.lg.jp/18652.htm>

※ 平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※ 児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とする。

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応



「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合、教育委員会と学校は後に発表される臨時情報に備え、情報収集を行う。臨時情報「警戒」「注意」が発表された場合、教育委員会と学校は地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させたり、保護者に迎えを依頼したりすることも検討する。